

ExpressSupportPack G2
ご利用の手引き

日本電気株式会社

はじめに

このたびは日本電気株式会社（以下「NEC」といいます。）ハードウェアメンテナンスサービスのパッケージ製品「ExpressSupportPack G2」をお買い上げいただきまして、誠にありがとうございます。

本書には ExpressSupportPack G2 にて提供されるサービス内容、サービス条件、およびサービスの開始に必要なお客様登録の手順等を記載していますので、必ずお読みいただきますようお願い申し上げます。

「ご利用の手引き」の内容に同意できることをご確認ください。
同意できない場合には、ExpressSupportPack G2 をお買い上げ後 14 日以内にお買い上げいただいたご購入元にご返却くだされば、領収書その他の購入を証するものと引き換えに代金をお返しいたします。

ExpressSupportPack G2 に基づくハードウェアメンテナンスサービスの提供期間は、お客様の登録申請日にかかわらず、登録申請いただいた NEC 製 Express5800 シリーズコンピュータ本体またはオプション製品の保証開始日（ご購入日）からご購入された ExpressSupportPack G2 の年数（3 年間 / 4 年間 / 5 年間）です。

お客様が ExpressSupportPack G2 に基づくハードウェアメンテナンスサービスのご利用を途中で中止した場合であっても、お支払いいただいた料金は返金いたしません。

エクスプレス通報サービスをお申込みされる場合、ソフトウェアのインストール、通報環境の準備 / 設定等はお客様作業となります。（ExpressSupportPack G2 のサービス内容には含まれません。）

ExpressSupportPack G2 1 パッケージにつきサービスを受けられる NEC Express5800 シリーズコンピュータ本体またはオプション製品の台数は 1 台とします。ただし、増設筐体の接続が可能なオプション製品については、増設筐体 1 台に対し ExpressSupportPack G2 が 1 パッケージ必要になるものとします。

目次

| | | |
|-------|---------------------------------|----|
| 第 1 章 | ExpressSupportPack G2 とは | 1 |
| 1 . | 対象機器 | |
| 2 . | ExpressSupportPack G2 とハードウェア保証 | |
| 3 . | 本サービスの対応時間 | |
| 4 . | 応答時間 | |
| 5 . | 本サービスの提供期間 | |
| 第 2 章 | 登録申請 | 3 |
| 1 . | 登録申請の手順 | |
| 2 . | 機器管理ラベル | |
| 第 3 章 | サービスの内容および条件 | 5 |
| 1 . | 本サービスの範囲 | |
| 2 . | 除外作業 | |
| 3 . | 再委託 | |
| 4 . | 保守作業時間帯 | |
| 5 . | お客様の負担する費用 | |
| 6 . | 設置場所への立入等 | |
| 7 . | 責任の制限 | |
| 8 . | 老朽化装置の取扱い等 | |
| 9 . | 交換部品の所有権 | |
| 10 . | 設置場所の変更 | |
| 11 . | 設置場所の整備 | |
| 12 . | 秘密保持 | |
| 13 . | 本サービスの提供の中止 | |
| 14 . | 損害賠償 | |
| 15 . | 合意管轄 | |
| 16 . | 本サービスの利用中止 | |
| 第 4 章 | エクスプレス通報サービス詳細 | 9 |
| 1 . | サービス仕様 | |
| 2 . | お申込み規定 | |
| 別表 | | 11 |

第1章 ExpressSupportPack G2 とは

ExpressSupportPack G2 とは、NEC 製 Express5800 シリーズコンピュータ(以下「Express5800 シリーズ」といいます。)向けに用意されたハードウェアメンテナンスサービスのパッケージ製品です。

本書に定める条件に従って ExpressSupportPack G2 をご利用いただくことにより、Express5800 シリーズをご購入いただいたお客様は、簡単に本書に定めるハードウェアメンテナンスサービス(以下「本サービス」といいます。)をお受けいただくことが出来ます。

1. 対象機器

【サーバ本体用パッケージ】

本サービスの適用範囲は、第2章に記載された登録手続きに基づき、NEC に登録され、かつ日本国内に設置された Express5800 シリーズ本体および本体に内蔵または直接接続される Express5800 シリーズ用純正オプション製品(NEC 型名(N8xxx - xxx : x は任意の英数字)のハードウェア製品。以下「対象機器」といいます。)です。

ただし、次のオプション製品は、サーバ本体用パッケージの対象とはなりません。

本一覧は今後変更されることがあります。

- ・ ディスクアレイ装置
- ・ Upgrade 型バックアップライブラリ装置
- ・ WBTSTATION
- ・ iExpress 用ゲートウェイ装置(2台目以降)
- ・ 外付けバックアップ装置(集合型)
- ・ プリンタ
- ・ ソフトウェア

【オプション製品用パッケージ】

本サービスの適用範囲は、第2章に記載された登録手続きに基づき、NEC に登録され、かつ日本国内に設置された Express5800 シリーズ本体に直接接続される、以下の Express5800 シリーズ用純正オプション製品およびオプション製品に内蔵または直接接続される増設機器(以下「対象機器」といいます。)です。

対象機器は今後変更されることがあります。

外付けバックアップ装置用パッケージ

- ・ 外付けバックアップ装置(集合型)

FibreChannel ディスクアレイ装置(ローエンド)用パッケージ

- ・ FibreChannel ディスクアレイ装置
- ・ SATA ディスクアレイ装置

FibreChannel ディスクアレイ装置(ミッドレンジ)用パッケージ

- ・ iStorage S100/S400 シリーズ
- ・ Upgrade 型バックアップライブラリ装置

iExpress ゲートウェイ装置用パッケージ

- ・ iExpress 用ゲートウェイ装置

増設筐体の接続が可能な製品については、増設筐体1台に対し1パッケージ必要です。

【注意】

登録完了後に対象機器を変更することは出来ません。

2. ExpressSupportPack G2 とハードウェア保証

2.1 ハードウェア保証

Express5800 シリーズ本体およびオプション製品には購入後一定の保証期間を設定しています。この保証期間内に、万一ハードウェアが故障した場合は、保証規定に従い修理いたします。

(ご注意)

Express5800 シリーズ本体およびオプション製品に添付されている保証書に、ご購入元、または N E C の捺印およびご購入日が記入されていることをご確認ください。

2.2 ExpressSupportPack G2

ExpressSupportPack G2 は、標準のハードウェア保証内容をさらに充実させ、対象機器購入後、最大 5 年間まで本サービスをお客様に提供するためのパッケージ製品です。

| サービス名 | | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 |
|--------------------------------------|----------|------|-----|-----|-----|-----|
| Express SupportPack G2 (本サービス) | 3年間 Pack | 出張修理 | | | | |
| | 4年間 Pack | 出張修理 | | | | |
| | 5年間 Pack | 出張修理 | | | | |

3. 本サービスの対応時間

本サービスの対応時間はご購入いただいた ExpressSupportPack G2 の種類により異なります。当該種類と本サービスの対応時間との関係は次の通りです。

| 種類 | 対応日数 | 対応時間 |
|-------------------|-----------|---------------------|
| 週連続 5 日間 9 時間対応 | 週 連続 5 日間 | 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 |
| 週連続 5 日間 1 2 時間対応 | 週 連続 5 日間 | 8 : 3 0 ~ 2 1 : 0 0 |
| 週連続 7 日間 2 4 時間対応 | 週 7 日間 | 終日 |

4. 応答時間

N E C 営業日の 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 に対応依頼を受け付け、出張修理が必要と判断した場合、当日 2 時間以内に現地到着しオンサイトでの対応を開始します。

ただし、交通事情、天候、対象機器の設置地域等の条件により、2 時間を超える場合や、翌営業日対応になる場合もありますので、予めご了承ください。

5. 本サービスの提供期間

本サービスの提供期間は、お客様の登録申請日にかかわらず、登録申請いただいた Express5800 シリーズ本体またはオプション製品の保証開始日(ご購入日)からご購入された ExpressSupportPack G2 の年数(3年間/4年間/5年間)です。

保証開始日からご登録までの経過期間は本サービス期間から差し引かれます。

第2章 登録申請

本サービスをご利用いただくには、NECへお客様の情報を登録していただくことが必要です。
お客様の情報を登録していただくには、

1. インターネットによる登録申請

2. ExpressSupportPack G2 に同梱されているお客様登録カードによる登録申請

の2つの方法があります。

NECでの登録承認の後、お客様に「登録完了のお知らせ」を送付します。

「登録完了のお知らせ」の内容

- ・ご案内書類（本サービスの提供開始日の通知）
- ・機器管理ラベル

「登録完了のお知らせ」の送付をもって、NECがお客様に対しExpressSupportPack G2に基づく本サービスを行うことを承諾した証とします。

NECは、合理的な理由がある場合を除き、当該承諾を拒絶しないものとしますが、万一当該承諾ができない事由が生じた場合には、NECが本登録申請を受け取った日から30日以内にNECが定める方法によりお客様に通知するものとします。

その場合、お客様がExpressSupportPack G2をお買い上げいただいたご購入元に承諾拒絶の通知と、領収書その他の購入を証するものをご持参いただければ引き換えに代金をお返しいたします。
なお、実際のサービスを受けられる際には、この「登録完了のお知らせ」に同梱される「機器管理ラベル」に記載の「機器管理番号」をサービス受付窓口へご連絡いただくことが必要となります。

1. 登録申請の手順

第1章および第3章をお読みいただきその内容に同意できることをご確認ください。

ExpressSupportPack G2 ご購入日から30日以内に下記のどちらかの方法によりNECへの登録申請をしてください。

インターネットでの登録またはお客様登録カードが返送されNECでの登録が完了しなければ、ExpressSupportPack G2に基づく本サービスの提供は開始されません。

万一当該期間内に登録申請をされなかった場合、お客様は、本サービスを受けられないことがあります。

1.1 インターネットによる登録申請

(1) 下記、サポートパック登録ホームページから本サービスの登録申請をしてください。

<http://supportpack.nec.co.jp>

(ご注意)

サポートパック登録ホームページから登録申請を行うにはe-mailアドレスが必要です。
e-mailアドレスをお持ちでない場合は、お客様登録カードにより登録申請してください。

(2) インターネットによる登録申請をされた場合は、「ExpressSupportPack G2 登録受付のお知らせ」メールが送信されます。

(3) 「お客様登録カード」は対象機器の保証書と共に保管願います。

インターネットによる登録申請をされた場合は、「お客様登録カード」、保証書のコピーのご返送は不要です。

1.2 お客様登録カードによる登録申請

- (1) お客様登録カードに必要事項を記入してください。
- (2) 対象機器の保証書のコピーを作成してください。
- (3) お客様登録カードおよび(2)の保証書のコピーを、同梱の返信用封筒でNEC窓口宛に返送してください。

(ご注意)

保証書には、ご購入元、またはNECの捺印およびご購入日が記入されていることをご確認ください。保証書にご購入日が記入されていない場合、対象機器のご購入時の領収書または納品書等、その他のご購入日が確認できるもののコピーを同封してください。

上記のコピーが添付されない場合、対象機器本体の製造番号と型番から特定されるNECの出荷月をご購入日とみなします。

2. 機器管理ラベル

対象機器の管理番号、本サービス依頼の連絡先を記載したラベルです。貼り付けられた機器が本サービスの対象であることを証明するものです。対象機器のよく見える場所に貼り付けて、はがれないようにご注意ください。

対象機器にラベルの貼付がない場合、お客様は本サービスを受けられない場合がございます。

第3章 サービスの内容および条件

NECは、お客様がNECへ登録申請し、NECが登録承認をしたお客様のお持ちの対象機器に対し、以下に定める内容および条件で、本サービスを提供するものとします。

万一 ExpressSupportPack G2 をご購入いただいたお客様と本サービスの対象となる対象機器の所有者が異なる場合、お客様の責任において「ExpressSupportPack G2 ご利用の手引き」の第1章および本章記載の内容につき対象機器所有者の承認を得ること、およびNECが本サービスを行うことができるよう必要な措置を取ることを条件として、NECは本サービスを提供するものとします。

1. 本サービスの範囲

・ 障害原因切分けおよび特定

対象機器に不時の故障が発生した場合、NECはお客様（またはお客様から委託された者）からのご依頼によりハードウェアの障害発生箇所を特定します。なお、いかなる場合においてもソフトウェアの障害については、本サービスの範囲外とします。

・ 障害復旧および報告

障害箇所特定の結果、ハードウェアが原因の場合必要な障害復旧修理を行います。

ただし、障害内容により、その製品を引き取り持ち帰り、調査修理実施後、返却し、復旧後の確認、お客様への報告を行う場合もあります。修理に必要な部品代は、本サービスに含まれます。

ハードウェア障害によりシステム環境が損なわれた場合、OSの再インストールが可能な状態、またはシステム環境を復旧できる状態でお客様に機器を引き渡します。OSインストール作業、ファイルやデータの復旧等はお客様で行うものとします。

・ エクスプレス通報サービス サーバ本体用パッケージのみ

エクスプレス通報サービスは、対象機器における障害の兆候を事前に検出し、通報し、保守会社からお客様へご連絡するサービスです。詳細については、第4章をご確認ください。なおエクスプレス通報サービスを希望されるお客様は、同梱の「エクスプレス通報サービス申込書」に必要事項を記入しお申し込みいただく必要があります。NECは、エクスプレス通報サービスのお申し込みのあったお客様に対し、エクスプレス通報サービスを提供します。なお、お客様は、当該申し込みに際し別途料金を支払う必要はありません。

2. 除外作業

次の各号に定める作業については、本サービスに含まれないものとします。ただし、NECは、その必要が認められる場合には、お客様と別途協議のうえ実施時期、対価の金額その他必要事項を決定し、当該作業を行います。第5号から第8号に定める作業については、その実施が可能な場合には別表に定める料金表によりこれを行います。

(1) 対象機器の移設および撤去に関する作業および立会い

(2) お客様の要求による対象機器の改造

(3) 対象機器の日常の清掃、点検および運転

(4) 無停電電源装置、アレイコントロールボード等のバッテリー、フロッピィディスク等の記録媒体、1次電池、その他の消耗品の供給等

- (5) 天災、地変その他NECの責に帰すことのできない事由により対象機器に生じた故障の修理
- (6) NECが定める対象機器設置環境条件に反したことにより対象機器に生じた故障の修理
- (7) NECの指定品以外の記録媒体その他の消耗品を使用したため、または記録媒体その他の消耗品の保管不備のために対象機器に生じた故障の修理
- (8) お客様または第三者の不適切な使用または取扱いにより対象機器に生じた故障の修理
- (9) NECまたはNECが承諾した以外の者が作成したプログラム、ハードウェア等に起因する対象機器の事故の調査および故障の修理
- (10) 対象機器の塗装および仕上げ作業ならびに当該作業に必要な資材の供給
- (11) 対象機器外部の電気作業および対象機器に関する回線接続のための立会い
- (12) 引き取り持ち帰った対象機器内のデータの保護

3. 再委託

NECは、自己の費用と責任で本サービスの提供にかかる作業の全部または一部を第三者（以下「委託業者」といいます。）に委託することができるものとします。

4. 保守作業時間帯

NECが本サービスに係る作業を実施する時間帯（以下「保守作業時間帯」といいます。）は、「お客様登録カード」記載のとおりとします。

上記の規定にかかわらず、NECは、対象機器の故障の重要度、緊急度が大きいと判断した場合には、お客様ご承諾をいただいたうえで保守作業時間帯外であってもすみやかにNECの技術員（本章3.に基づき委託業者に委託した場合、委託業者の技術員を含みます。以下、同じとします。）を派遣し修理等の作業（以下「契約時間外作業」といいます。）を行うものとします。この場合、お客様は、別表に定める料金表に基づきその料金をNECまたは委託業者に支払うものとします。ただし、NECが本章3.に基づき委託業者に委託する場合、契約時間外作業の可否は当該委託業者の判断によるものとします。

5. お客様の負担する費用

本サービスに要する費用のうち次の各号に定めるものについては、お客様の負担とします。

- (1) 電力料および水道料
- (2) 通信費（ただし、NECからお客様への通信に要する費用を除きます。）
- (3) 記録媒体（お客様のシステムにてエラー等を記録する媒体）その他の消耗品
- (4) 本サービスを行うためNECの技術員が船舶、航空機等の交通機関を使用し、または宿泊する必要がある場合には、その交通費、宿泊費および日当

6. 設置場所への立入等

- 6.1 お客様は、本サービスの提供を行うためにNECの技術員が対象機器の設置場所に立入ることを認めるとともに、当該技術員が本サービスに係る作業を行うために必要となる作業場所、消耗品を無償で提供するものとします。
- 6.2 お客様は、NECによる本サービスのために必要な範囲で対象機器の稼働を停止するものとします。

- 6.3 お客様は、対象機器の故障もしくは不適切な使用または本サービスの実施に伴う対象機器稼働の停止によるコンピュータ・プログラムおよびデータの破壊、消滅に備え、自己の費用と責任で適切な措置を講じておくものとします。
 - 6.4 ディスプレイはお客様にてご用意いただき、NECは無償で本サービスの提供のために必要な範囲で使用できるものとします。
7. 責任の制限
 - 7.1 NECは、NECにより提供される本サービスの内容に瑕疵があった場合は、その瑕疵の治癒のために必要な作業を繰り返し実施するものとします。
 - 7.2 7.1項に基づく作業の繰り返しの実施が、本サービスの内容の瑕疵に関してNECがお客様に負う責任の全てとします。
8. 老朽化装置の取扱い等
対象機器が老朽化し正常な運転の維持が本サービスの提供によっても不可能であるとNECが判断した場合、お客様とNECの間で別途協議のうえ当該対象機器の以後の取扱いを決定するものとします。
9. 交換部品の所有権
本サービスの履行に伴って交換された故障部品(老朽部品を含みます。)の所有権は、全てNECに帰属するものとし、障害復旧作業の終了後に持ち帰るものとします。
10. 設置場所の変更
お客様は、インターネットからの登録申請または、お客様登録カードに記載した対象機器の設置場所を変更する場合、変更後の設置場所と変更日をNECが登録を完了したお客様に送付する「登録完了のお知らせ」に記載の「受付センター」へ、変更しようとする日の14日以上前に書面により連絡するものとします。
11. 設置場所の整備
お客様は、装置本体に添付されているマニュアル等に記載されている「設置に適した場所」に対象機器を設置し常に環境を整備、維持するものとします。
12. 秘密保持
 - 12.1 お客様およびNECは、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の業務上その他の情報であって、秘密であると明確に指定されたもの(以下「秘密情報」といいます。)については、本サービスの提供期間中のみならずその終了後も第三者(本章3.に基づきNECが委託業者に開示する場合を除きます。)に開示または漏洩してはならないものとします。
 - 12.2 上記12.1項にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、秘密情報として扱わないものとします。
 - (1) 一般に入手できる情報
 - (2) 知得時に既に保有していた情報
 - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (4) 相手方の秘密情報を使用することなく独自に開発した情報

12.3 NECは、お客様より送付いただいたお客様登録カードに記載されたお客様の情報を、本条に定める秘密情報として扱い、次の各号に定める目的以外には使用いたしません。

(1) 本サービスの提供およびその向上に利用する目的

13. 本サービスの提供の中止

NECは、お客様が次の各号の一に該当する場合には、何らの催告を要せず直ちに本サービスの全部もしくは一部の提供を中止することができるものとします。

- (1) 「ExpressSupportPack G2 ご利用の手引き」記載の内容に違反し、書面による催告後30日以内に当該違反が是正されないとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分、競売の申立もしくは租税滞納処分その他公権力の処分を受け、または破産、会社整理、会社更生もしくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立がなされたとき
- (3) 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
- (4) 営業の廃止または解散の決議をしたとき
- (5) その他財産状態が悪化したとき、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき

14. 損害賠償

お客様は、本サービスに関連してNECの責に帰すべき事由により損害を被った場合、現実発生した直接かつ通常の損害に限りNECに請求できるものとします。

この場合、NECの負担する損害賠償の総額は、ExpressSupportPack G2の購入代金としてNECがお客様から受領した総合計金額を超えないものとします。

15. 合意管轄

本サービスに関するお客様とNEC間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決します。

16. 本サービスの利用中止

お客様が本サービスのご利用を途中で中止した場合であっても、お支払いいただいた料金は返金いたしません。

1. サービス仕様

1.1 サービス商品名

エクスプレス通報サービス（以下「通報サービス」といいます。）

1.2 通報サービスの内容

(1) 概要

お客様の Express5800 シリーズの故障の兆候（アラーム）をお客様に代わって監視し、アラームを検出した場合には速やかにお客様にご連絡いたします。

(2) 内容

アラームの監視

電子メール通報方式またはダイヤルアップ通報方式により、通信回線を介してお客様の Express5800 シリーズからのアラーム通報状況を、監視センターにて24時間365日監視いたします。

お客様へのアラーム発生のご連絡

アラーム通報を受信した場合はその内容を解析したのち、本サービスの提供時間帯の範囲内で、速やかにその旨をお客様に電話で連絡いたします。

アラーム発生状況の情報提供

アラーム発生状況はお客様自身で、Webにてリアルタイムでご確認いただくことができます。

ClubExpress の会員 ID が必要となります。

保守作業との連携

お客様へのアラーム発生のご連絡と同時に保守作業員の手配等を行います。

1.3 通報サービスの提供時間帯

NEC がお客様にアラームの発生を連絡する時間帯は、「お客様登録カード」記載のとおりとします。

1.4 通報サービスのサービス料金

本サポートパックのサービス料金に含まれます。

2. お申込み規定

1. 本サービスの提供期間

- 1.1 NECからお客様に対し特段の意思表示がない場合、エクスプレス通報サービス(以下本サービスといいます)の開始日はサービス申込み細記載のサービス開始希望日と同一とします。ただし、NECは当該サービス開始希望日に本サービスの実施を開始することができないと判断した場合、その旨お客様に通知し、お客様と協議のうえ別途サービス開始日を定めるものとします。
- 1.2 本サービスが月額払サ - ビスの場合の本サービスの提供期間は、1.1に基づき定められたサ - ビス開始日から1年間とします。ただし、期間満了の1カ月前までにお客様またはNECいずれからも書面による終了の意思表示のないときは、本サービスの提供期間は引き続き同一条件をもってさらに1年間延長されるものとし、以後期間満了毎この例によります。なお、上記にかかわらず、お客様は1カ月以上の予告期間をおいて書面をもってNECに解約の意思表示をすることにより、いつでも本サービスを解約することができます。
- 1.3 本サ - ビスが年額払サ - ビスの場合の本サービスの提供期間は、サ - ビス開始日から1年間とします。ただし、期間満了の1カ月前までにお客様またはNECいずれからも書面による終了の意思表示のないときは、提供期間は引き続き同一条件をもってさらに1年間延長されるものとし、以後期間毎この例によります。

2. サ - ビスの実施

- 2.1 NECは、1. 本サービスの提供期間に定める期間中、エクスプレス通報サ - ビス仕様書または本サ - ビスに関して別途NECがお客様に提示する書面(以下併せてサ - ビス仕様書等といいます)に従い本サ - ビスを実施します。

3. サ - ビス仕様書等

- 3.1 本サ - ビスに関する内容その他本サ - ビスを実施するうえで必要となるお客様の作業等の本サービスの実施に関する条件については、サービス仕様書等に記載するとおりとします。ただし、NECからお客様に提供されるドキュメント、プログラム等の著作物の著作権は、原則としてNECに帰属するものとし、お客様は当該著作物を本サービス利用の範囲内においてのみ使用することができるものとします。
- 3.2 サ - ビス仕様書等に本規定と異なる定めがある場合には、サ - ビス仕様書等の定め(以下個別条項といいます)が優先して適用されます。

4. お客様の負担する費用

- 4.1 本サービスの実施に伴い発生する費用のうち次の各号に定めるものについては、お客様の負担とします。
 - 通信費(ただし、NECからお客様への通信に要する費用を除く。)
 - 記録媒体(お客様のシステムにてエラー等を記録する媒体。)

5. 契約金額

- 5.1 本サ - ビスの契約金額はエクスプレス通報サービス申込書記載のとおりとします。
- 5.2 本サービスが月額払いサービスの場合で、サ - ビス開始日または取引期間終了日が月の途中である場合であっても、当該月の契約金額は一切減額されないものとします。
- 5.3 年額払サ - ビスの年額の契約金額は、本サ - ビスが取引期間満了以前に終了しても、NECの責に帰すべき事由による終了の場合を除き、お客様に返還されないものとします。

6. 消費税等の算定

- 6.1 消費税等は、申込日に適用されている税率に基づき算定されます。ただし、税率の改定その他の事由により消費税等の算定方法が変更された場合には、変更後の算定方法が適用されます。
- 6.2 消費税等の算定に関して1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てることとします。

7. 支払方法

- 7.1 契約金額および消費税等の支払方法は以下に定めるとおりです。
 - 本サ - ビスが月額払サ - ビスの場合、お客様は、1.2に定める提供期間中、毎月、契約金額および消費税等の当月分を当月末日までに、現金でNEC指定の銀行口座へ振り込む方法でNECに支払うものとします。
 - 本サ - ビスが年額払サ - ビスの場合、お客様は、本サ - ビス開始日(ただし、期間満了後継続された場合は当該満了日の翌日)から30日以内に契約金額および消費税等を、現金でNEC指定の銀行口座へ振り込む方法でNECに支払うものとします。
- 7.2 7.1にかかわらず、お客様がエクスプレス通報サービス申込書記載の口座振替を選択したうえでNEC所定の預金口座振替依頼書をNECに届出た場合には、お客様は、当該依頼書およびその他の書面に定める方法によりNECに支払うものとします。

8. 第三者への委託

- 8.1 NECは、本サ - ビスの履行を第三者に再委託することができます。この場合、NECは自己の責任において、当該第三者に対して本規定(エクスプレス通報サービス申込書を含み、以下同じとします。)に定めるNECの義務と同等の義務を負わせます。

9. 本サービスの追加

- 9.1 お客様は、本サービスの追加(対象機器の台数の追加を含みます。)を希望する場合、改めて当該追加部分についてエクスプレス通報サービス申込書によりNECにサービス申込を行うものとします。

10. 責任の制限

- 10.1 本サ - ビスはNECがお客様の対象機器のアラーム通報状況を監視することを内容とするものであって、NECは、本サービスにおいて、障害の発生した対象機器を保守することを約束するものではありません。
- 10.2 アラーム通報がハードウェア、ソフトウェア、通信回線等の障害によりNECのコンピュータシステムに不着の場合は、NECは、お客様にアラーム発生の連絡を行う義務を負うものではありません。また、遅延の場合は、NECは、当該遅延したアラーム通報に対する連絡が遅れたことへの責を免れるものとします。
- 10.3 アラーム通報連絡時にお客様より申し出を頂いたご連絡先にて連絡が取れない場合、翌対応時間帯での連絡をするものとし、本件に対する連絡が遅れたことへの責を免れるものとします。
- 10.4 本サービスに関するNECの行為によりお客様に損害が発生した場合、NECは、お客様に実際に発生した直接損害のみを賠償するものとし、損害賠償の総額は、その請求原因の如何を問わず、お客様がNECに対して支払った直近の1年間の本サービス料の総額を上限とします。

11. 秘密保持

- 11.1 お客様およびNECは、相手方の書面による承諾なくして本サービスに関連して知り得た相手方固有の業務上、技術上の秘密を8.1によるNECの再委託先以外の第三者に開示または漏洩しません。なお、お客様およびNECは、秘密情報を相手方に開示する場合には、秘密である旨の表示をするものとします。ただし、以下に定めるいずれかに該当する情報は秘密情報から除きます。
 - 開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの
 - 開示の時点で既に保有するもの
 - 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - 開示された情報によらずして、独自に開発したもの

12. 解除

- 12.1 お客様またはNECが次の各号のいずれかにでも該当したときは、相手方はなんらの通知、催促を要せずただちに本規定に基づき成立したお客様およびNECの契約の全部または一部を解除できます。
 - 手形または小切手が不渡りになったとき
 - 差押、仮差押、仮処分、競売の申立もしくは租税滞納処分その他公権力の処分を受け、または破産、会社整理、会社更生もしくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立がなされたとき
 - 解散もしくは営業の全部または重要な部分を第三者に譲渡しようとしたとき本規定に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めた催促を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
その他財産状態が悪化したとき、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき
 - 12.2 お客様またはNECは、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。
 - 12.3 本サービスの申込区分がハードウェア保守契約有りの場合、当該ハードウェア保守契約が終了したときは、当該対象機器にかかる本サービスの提供も終了するものとします。
- ### 13. 不可抗力
- 13.1 天災地変その他不可抗力に基づいて、NECが本規定におけるNECの債務を履行できなかった場合、NECは当該債務不履行に基づく一切の責任につき免責されます。
- ### 14. 合意管轄
- 14.1 本規定に基づく紛争については、東京地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とします。
- ### 15. 協議
- 15.1 本規定に定めのない事項および本規定記載のうち疑義のある事項については、お客様とNECが誠意をもって協議し、円満に解決するものとします。

別表

契約時間外作業および契約除外作業に関するメンテナンスサービス料金表

1. 技術料金表

| 対応作業時間区分 | 金額 |
|-----------------------|-------------------|
| 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 | 10,000 円(2,500 円) |
| 1 7 : 3 0 ~ 2 1 : 0 0 | 12,000 円(3,000 円) |
| 2 1 : 0 0 ~ 翌 8 : 3 0 | 14,000 円(3,500 円) |

注 1) 上記表金額は 1 人 1 回の料金であり、出勤から 1 時間迄の料金、括弧内金額は 1 時間以上の場合 1 5 分毎に加算する料金とします。

注 2) 全曜日共通とします。

注 3) 該当作業の継続により対応時間が次の作業時間帯に入った場合は、次の時間帯の加算料金が適用されるものとします。

注 4) 上記料金算定の時間は、NEC または委託業者の技術員が担当保守センターから出勤し作業完了するまでの時間とします。

2. 日当、宿泊費

NEC の規定によります。

3. 交通費

実費相当

4. 部品代

実費 (ただし、契約時間外作業の場合は除きます)